

『西洋比較演劇研究』投稿規定

- 1 応募資格者は、西洋比較演劇研究会会員、または西洋比較演劇研究会運営委員会（以下、「運営委員会」と略す）が承認した者とする。
- 2 応募枠として「論文」と「研究ノート」の二つを設ける。
- 3 応募論文および研究ノートは未発表であること。ただしすでに口頭で発表し、その旨明記してある場合、あるいは日本語以外の言語ですでに発表し、その旨明記してある場合は、応募対象となる。
- 4 応募論文および研究ノートの長さは、原則として 16000 字以内とする。さらに投稿論文および研究ノートの掲載が決定した場合は、400 語程度の英文要旨を別に提出すること。
- 5 論文および研究ノートは適宜の電子媒体（電子メールを含む）により、電子ファイルの形式で提出すること。詳細については、『執筆要領』を参照のこと。
- 6 論文および研究ノートの採否は、編集委員会によって決定される。編集委員会の構成は以下の三名とする。運営委員会によって任命された編集委員二名（うち一人を委員長とする）、および各号につき編集委員長が任命する編集委員一名。
- 7 編集委員会は、担当する投稿論文および研究ノートに対して各二名の査読者を選定し、投稿論文および研究ノートの査読を依頼する。投稿論文および研究ノートは、査読結果を受けて、必要ならば書き直しのうえ再度査読を行った上で、編集委員会において最終的な掲載可否を決める。
- 8 著者による校正は初校のみとする。
- 9 著者は、採択された論文および研究ノートを西洋比較演劇研究会がインターネット上で無償公開することに関して、その許諾を与えるものとする。
- 10 採択された論文および研究ノートの著作権は、西洋比較演劇研究会に帰属する。『西洋比較演劇研究』で刊行された論文および研究ノートを他に転載する場合、著者は予め運営委員会に連絡の上、その承認を得ること。